

## 特定個人情報保護評価の概要について

### 1 制度概要

国の行政機関や地方公共団体等が、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）のデータベースを保有しようとするときは、原則として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号利用法）に基づき、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を自ら検討・評価して評価書にまとめ、公表する必要がある。

この制度を「特定個人情報保護評価」と呼ぶ。

### 2 実施手続きについて

地方公共団体は、国の「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」に従い、当該事務の対象人数・個人番号の取扱者数等に応じて、次表の区分により所要の評価書を作成することが求められる。

表 特定個人情報保護評価の実施レベル

事務の対象人数	30万人以上	10万人以上 30万人未満		1万人以上 10万人未満		千人以上 1万人未満	
個人番号の取扱者数	500人以上	500人未満		500人以上		500人未満	
特定個人情報の過去1年の重大事故		有	無		有	無	
作成する評価書	全項目評価書（※1）		重点項目評価書（※1）			基礎項目評価書	
県民意見の聴取（※2）	実施		実施（※3）			—	
第三者点検（審議会）	諮問		報告（※3）			報告（※3）	

※1 基礎項目評価書は共通して作成し、加えて事務の対象人数等に応じて全項目又は重点項目評価書を作成する。

※2 本県では、「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき県民意見を聴取することとしている。

※3 重点項目評価においては、国民意見の聴取と第三者点検の実施を任意とされているが（国の「特定個人情報保護評価指針の解説」による）、本県では平成26年11月に本審議会の意見を聴き、特定個人情報保護評価実施要綱を定め、重点項目評価書については県民意見を聴取した後、本審議会に報告し意見を聴くこととした。（基礎項目評価書は、県民意見の聴取はなく、審議会への報告のみ）

### 3 各事務に係るしきい値判断について

#### （1）「児童福祉法による保育士の登録に関する事務」について（次世代育成課）

- 事務の対象人数：10万人以上、30万人未満
- 個人番号の取扱者数：500人未満
- 評価実施機関における過去1年以内の特定個人情報に係る重大事故（本人の数が101人以上のもの）：なし

以上のしきい値判断の結果、重点項目評価を実施することとする。

(2) 「栄養士法による栄養士資格の登録（免許）に関する事務」について（医療課）

- 事務の対象人数：1 万人以上、10 万人未満
- 個人番号の取扱者数：500 人未満
- 評価実施機関における過去 1 年以内の特定個人情報に係る重大事故（本人の数が 101 人以上のもの）：なし

以上のしきい値判断の結果、基礎項目評価を実施することとする。

(3) 「保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務」

- 事務の対象人数：1 万人以上、10 万人未満
- 個人番号の取扱者数：500 人未満
- 評価実施機関における過去 1 年以内の特定個人情報に係る重大事故（本人の数が 101 人以上のもの）：なし

以上のしきい値判断の結果、基礎項目評価を実施することとする。

(4) 介護保険法による介護支援専門員資格の登録（免許）に関する事務

- 事務の対象人数：1 万人以上、10 万人未満
- 個人番号の取扱者数：500 人未満
- 評価実施機関における過去 1 年以内の特定個人情報に係る重大事故（本人の数が 101 人以上のもの）：なし

以上のしきい値判断の結果、基礎項目評価を実施することとする。

## 神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱の概要

### 1 対象範囲 (第2条)

知事、議会、教育委員会等、全ての県機関及び県が設立した地方独立行政法人が要綱の対象

### 2 手続の概要 (第4条、第5条)

#### (1) 評価書の作成

個人番号利用所属は、基礎項目評価書を作成し、さらに特定個人情報の対象人数及び取扱者数に応じ、重点項目評価書、又は全項目評価書を作成

#### (2) 重点項目評価書・全項目評価書作成時の手続 (第6条、第7条)

- ・ 「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づき県民意見を聴取
- ・ 「第三者点検」として神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に報告（重点項目評価書）又は諮問（全項目評価書）し、意見を聴く。

#### (3) 評価書の公表 (第8条、第9条)

- ・ 当該事務が存続する間、番号利用所属及び情報公開広聴課に評価書を備え付けて閲覧に供するとともに、県のホームページでも公表
- ・ 当該事務を廃止した場合でも、廃止後3年間は公表を継続

#### (4) 評価書の見直し・再評価 (第11条、第12条)

- ・ 作成した評価書は、毎年4月に番号利用所属で見直しを行う。
- ・ 見直しの結果、作成すべき評価書の種類を変更する必要がある場合は、改めて特定個人情報保護評価を実施
- ・ 評価書を作成後、5年毎に特定個人情報保護評価を改めて実施